



石総第 725 号
令和元年9月11日

石岡市議会議長 池田正文 殿

石岡市長 今泉文彦

議案の訂正請求書

令和元年8月27日提出した議案の一部について、下記のとおり訂正したので、石岡市議会会議規則第18条第1項の規定により提出いたします。

記

1 訂正の議案名

「議案第105号 石岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて」

2 訂正の理由

国から示された基準に変更があったため。

3 訂正の内容

第14条第1項の改正規定中「及び第19条」を「、第19条及び第36条第3項」に」を「この項及び第19条において」を削りに訂正願います。

第35条第3項の改正規定中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」を「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」に訂正願います。

第36条第3項の改正規定中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」を「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」に訂正願

います。

第37条第1項の改正規定中「，「附則第4条」を「附則第3条」に」を削除願います。

第42条第8項の改正規定中「附則第4条」を「附則第5条」に訂正願います。

第50条の改正規定中「この項，第19条及び第36条第3項」を「同じ。）」に訂正願います。

第51条第3項の改正規定中「次条第3項において同じ。）」，第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む」を「」，第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ」に訂正願います。

第52条第3項の改正規定中「特定満3歳未満」を「特定満3歳以上」に，「及び満3歳以上保育認定子ども」を「及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）」に訂正願います。

附則の改正規定中「削り，第4条を第3条とする。」を「次のように改める。

第3条 削除」に訂正願います。

附則第5条の改正規定中「に改め，同条を附則第4条とする」を「に改める」に訂正願います。